

令和 6 年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う留意事項 (居宅サービス)

- 令和 6 年報酬改定における経過措置の終了に伴い届出が必要な場合は、加算届出一覧表を確認の上、必要書類を添付して届出を行ってください。
- 届出の時期は 4 月施行サービスの場合は 4 月 15 日まで となりますので、各々ご対応をお願いします。
- 以下の表に記載した内容以外に、
 - (1) 新たに加算を算定する場合
 - (2) 加算の区分を変更する場合
 - (3) 加算の要件を満たさなくなった等により加算を取り下げる場合についても届出が必要です。
 - (4) 要件が変更になっている加算について、届出不要としている場合であっても、再度要件を満たしているか確認し、要件を満たさなくなった場合は、加算の取下げを届出てください。

1. 令和 6 年報酬改定における経過措置の終了に係るサービス及び加算（4 月施行）

【訪問介護】、【第 1 号訪問事業】

旧加算	新加算	届出
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
介護職員等処遇改善加算加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【（介護予防）訪問入浴】※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
介護職員等処遇改善加算加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【（介護予防）訪問看護】※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、「 <u>減算型</u> 」とみなされます

【（介護予防）訪問リハビリテーション】※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、「 <u>減算型</u> 」とみなされます

【通所介護】、【第１号通所事業】

旧加算	新加算	届出
介護職員等処遇改善加算加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【（介護予防）通所リハビリテーション】※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
介護職員等処遇改善加算加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【（介護予防）福祉用具貸与】※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、「 <u>減算型</u> 」とみなされます